

印西市立本埜小学校

「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

学校にある児童生徒及び全ての者は、絶対にいじめを行ってはならない。

～「しない」「させない」「見逃さない」～

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（『いじめ防止対策推進法』第2条）

2 学校及び学校職員の責務

基本方針の重点

①いじめの防止

- ・いじめを「しない」「させない」「見逃さない」環境醸成に努める。
- ・児童生徒の自己有用感を高め自尊感情を育むような、「わかりやすい授業」や「充実感のある教育活動」の実現に努める。

②早期発見

- ・調査・観察・相談・通報等の様々な手段により、学校全体で早期発見に努める。

③適切な対応

- ・いじめ発見の際には、事情聴取・情報収集を迅速・適切に行い、組織で対応する。
- ・保護者への情報提供・情報交換・助言等の連携・協力を密に行う。
- ・市教委等関係機関と連携を図りながら、いじめ防止や発生時の解決に努める。

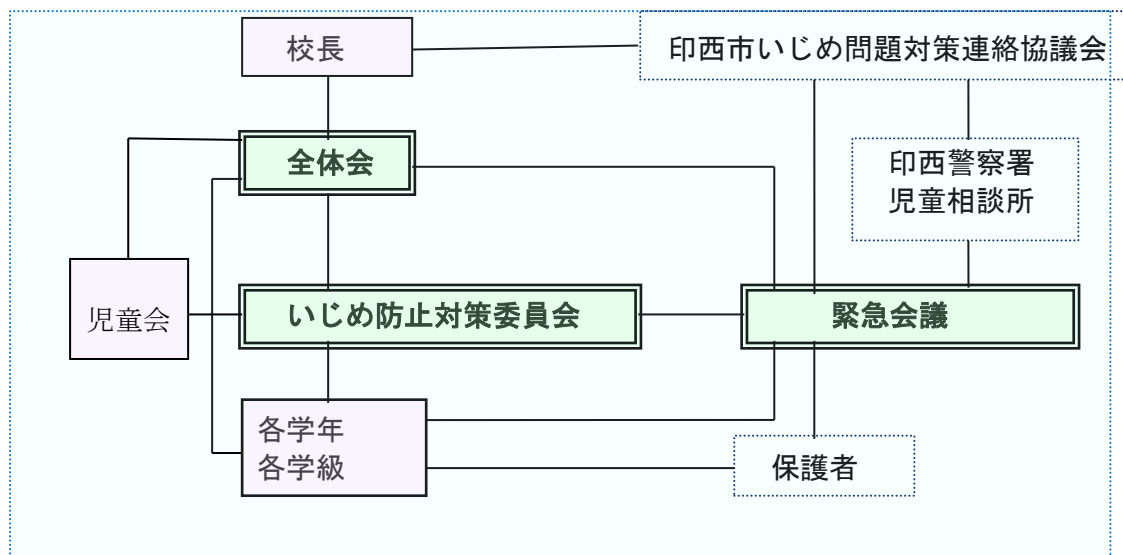
- ④インターネットを通じて行われるいじめに対応するために、計画的な学習・指導を行う。

- ⑤重大事態を想定した対応策を作成し、再発防止に努める。

3 いじめ防止の組織

学校に、「いじめ防止対策委員会」「全体会」「緊急会議」等の組織を置き、機能的・有機的に対応する。

【組織図】



- (1)「全体会」 < 全教職員が参加 >
- (2)「いじめ防止対策委員会」 < 委員会の構成員 >
- (3)「緊急会議」 < 重大事態発生時に、必要に応じて全教職員 >

4 基本的施策

(1) いじめを未然に防止する

① 学校の重点目標

学校の重点目標の一つにいじめ防止の事項を掲げ、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことに組織的に取り組む。

② 心の教育の充実

- ・児童生徒の豊かな情操と道徳心、心の通う「対人交流能力」の素地を養うため、全ての教育活動を通じて**道徳教育・人権教育の充実**を図る。
- ・体験活動、情報モラル教育、印西市教育委員会作成パンフレットを活用した授業等の教育活動の充実を図る。
- ・「いのちを大切に作るキャンペーン」、いじめ撲滅等のキャンペーンの充実を図るとともに、日々、児童・教職員全員の**人権意識の向上**を図る。
- ・ソーシャルスキルトレーニング等の充実や「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等の活用を図る。

③ 人権的言語環境の整備と自己有用感を高める授業・活動

- ・児童生徒や教職員自らの人権的言語環境を整備し、言語環境を起因としたいじめの発生を防ぐ。
- ・児童生徒の自己有用感を高めるような「わかる授業」や「充実感・達成感のある活動」の実現に努める。

④ 行事、児童会・生徒会活動等を通じた児童生徒への指導

- ・児童生徒によるいじめ防止に関する児童会・生徒会活動の支援を積極的に行い、児童生徒による自発的ないじめ防止の意識を高める。
- ・人権標語・作文、いじめ防止キャンペーン、道徳集会等で、児童生徒への指導を継続的に行う。

⑤ 保護者や地域との連携

- ・保護者や地域住民、関係団体との連携を図り、いじめに関する児童生徒の実態を把握する。
- ・道徳やいじめ防止を題材とした授業の公開を、ホームページ・文書等でお知らせし、いじめ防止に関する保護者や地域住民の理解を深めるための活動を継続的に行う。

(2) いじめを早期に発見する

① いじめの調査等

いじめを早期発見するために、在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。

- ・児童対象のいじめアンケート調査 年5回（5月、7月、9月、11月、1月）
- ・保護者対象のいじめアンケート調査 年5回（5月、7月、9月、11月、1月）
- ・教育相談を通じた学級担任等による児童からの聞き取り調査
年2回（5月、10月）

② いじめ相談体制の整備

児童及び家庭、地域住民がいじめに関する相談を行うことができるように、次のような相談体制の整備を行う。

- ・学校区スクールカウンセラーの活用
- ・各種相談機関（印西市教育センターのこども相談室、文部科学省24時間いじめ相談ダイヤル等）の情報提供

③ いじめ相談・通報窓口の設置

- ・相談担当・相談箱・ネット相談窓口等の設置と周知

④ 研修等による教職員の資質向上

- ・いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。
- ・児童の全ての教育活動において人間関係や児童の心情を把握するために、組織体制を整える。

(3) いじめへの対応

いじめ情報のキャッチ

- ・「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ・いじめられた児童を徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。

正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する。
- ・保護者との連携、情報を得る。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握して、共通認識を持つ。
- ・いじめの全体像・構図・原因・経過を整理・把握し、記録する。

指導体制、方針決定

- ・指導のねらい・方針を明確にする。
- ・全ての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を決める。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

児童への指導・支援



- ・ いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・ いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」意識を持たせる。
- ・ **保護者との連携**
 - ・ 直接会って、状況説明、今後の具体的な対策を伝える。
 - ・ いじめた側の保護者への説明、助言を行う。
 - ・ 今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- ・ 継続的に指導や支援を行う。
- ・ 明日からの「居場所づくり」「絆づくり」の環境設定を行う。
- ・ スクールカウンセラー等の活用も含め、心のケアにあたる。
- ・ 道徳教育や人権教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

いじめ発見時の緊急対応

発見教職員等がいじめをやめさせる

- ・ いじめを発見等した教員はその時に、その場でいじめをやめさせる等適切な指導を行う。

情報収集

- ・ 事情聴取をする。
- ・ いじめに関わる情報を収集する。

管理職への報告

- ・ いじめ（いじめに関わる相談を受けた場合）は、速やかに管理職に報告する。
- ・ 複数の教員での素早く、正確な事実関係の把握をし、対応する。

(4) 関係機関との連携

① 印西市教育委員会との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、教育相談体制の充実が必要ないじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、印西市教育委員会と連携して対処する。

② 印西警察署・北総地区少年センターとの連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、印西警察署等と連携して対処する。

③ 児童相談所等との連携

家庭環境に起因するいじめ事案については、子育て支援課・児童相談所等と連携して対処する。

④ その他

その他、必要に応じて相談機関、保健機関、福祉機関、医療機関等と連携をとる。

5 重大事案（市長に報告するもの）の対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(1) 印西市教育委員会への報告と連携

重大な事態が発生した旨を、印西市教育委員会（「いじめ問題対策連絡協議会」）に速やかに報告する。

(2) 組織の設置と関係機関との連携

印西市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「緊急会議」を設置し、対応する。

必要に応じて印西警察署等へ報告する。

(3) 再調査

「緊急会議」の組織を中心として、事実関係を明確にするための再調査を実施する。

(4) 適切な情報の提供

いじめを受けた児童生徒や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 調査結果を設置者（→市長）に報告

児童生徒や保護者の所見を希望により、添える。

(6) 調査結果を踏まえた必要な対応・措置

(7) 報道機関への対応

必要に応じて、窓口の決定、市教育委員会への連絡、取材の日時・場所・担当・内容の決定等を行う。

6 基本方針及び学校評価の結果の公表

学校の重点目標の一つに掲げたいじめ防止対策について、学校評価の項目に入れる。いじめの実態把握、隠蔽防止、適切な措置を行うため、適正に評価し、措置の改善を図る。

(1) いじめの防止・早期発見に関する取組に関すること

(2) いじめに対する措置・対応に関すること

適正な評価のために、「学校いじめ防止対策基本方針」（全体または概要）及び学校評価の結果は、保護者への便りやホームページ等で公表する。

令和8年度いじめ防止等に関する年間計画

	学 校	学 年	保護者・地域・関係機関
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議（児童の情報共有） ・相談ポスト・相談フォームの活用方法の指導 ・縦割り活動（8月を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳（いじめ・生命尊重に関わる価値項目） ・豊かな人間関係づくりプログラム（年4回実施） 	月2回 スクールカウンセラーによる教育相談（8月を除く）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットいじめ防止教室（高学年児童対象） ・児童対象のいじめアンケート① 	・道徳授業参観	・保護者対象のいじめアンケート①
6月	・アンケートに基づく児童からの聞き取り調査①	・道徳授業参観	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめ防止対策委員会 ・職員研修（いじめ・人権） ・児童対象のいじめアンケート② ・アンケートに基づく児童からの聞き取り調査② 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする人権作文（高学年児童対象） ・校内授業研にて「道徳科」 	・保護者対象のいじめアンケート②
8月	・職員研修（ネットいじめ）		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童対象のいじめアンケート③ ・アンケートに基づく児童からの聞き取り調査③ 	SOSの出し方教育視聴（5・6年生）	・保護者対象のいじめアンケート③
10月	・人権に関する読み聞かせ		・教育ミニ集会
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ防止対策委員会 ・児童対象のいじめアンケート④ ・アンケートに基づく児童からの聞き取り調査④ 	・道徳授業参観	・保護者対象のいじめアンケート④
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間での取組 ・人権集会（読み聞かせ・標語発表・講話） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教室（3・4年生） ・道徳授業参観 	・人権擁護委員による人権教室
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童対象のいじめアンケート⑤ ・アンケートに基づく児童からの聞き取り調査⑤ 	・道徳授業参観	・保護者対象のいじめアンケート⑤
2月	▼ 第3回いじめ防止対策委員会 ▼		・学校評価
3月			・学校評議委員によるアドバイス

